

- (3) 販売名は既承認品目とは明らかに異なる名称とすること。
- (4) 承認申請に際しては、昭和55年5月30日薬発第698号薬務局長通知「医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」の別表1のロの3、ハの1及びハの2の資料並びに既承認品目の承認書の写を添付すること。
- ただし、本通知後1ヶ月以内に申請されるものについては、ロの3、ハの1及びハの2の資料は、後日提出して差し支えないこと。
- (5) 申請書の進達に際しては、進達書の右肩に 献血 と朱書きすること。